



2025 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 テクノプロ・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 八木 毅之
(コード番号：6028 東証プライム市場)
問合せ先 常務取締役 兼 CFO 萩原 利仁
(TEL. 03-6385-7998)

**(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社によるテクノプロ・ホールディングス株式会社（証券コード：6028）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更
及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社は、テクノプロ・ホールディングス株式会社の株券等を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関する 2025 年 8 月 7 日付公開買付届出書について、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項に基づく公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 8 月 22 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 8 月 6 日付「テクノプロ・ホールディングス株式会社（証券コード：6028）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を別添のとおり変更いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社（公開買付者）が、テクノプロ・ホールディングス株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 8 月 22 日付「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「テクノプロ・ホールディングス株式会社（証券コード：6028）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

各位

会社名 ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社
 代表者名 代表取締役 坂本 篤彦

**(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
 「テクノプロ・ホールディングス株式会社（証券コード：6028）の株券等に対する
 公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 8 月 6 日、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場しているテクノプロ・ホールディングス株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全てを取得し、対象者を完全子会社化するための一連の取引の一環として、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始することを決定し、2025 年 8 月 7 日から本公開買付けを実施しておりますが、公開買付者が、公正取引委員会から 2025 年 8 月 20 日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を同日に受領したことに伴い、2025 年 8 月 7 日付で提出いたしました本公開買付けに係る公開買付届出書について、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加及び修正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、本日、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 8 月 6 日付「テクノプロ・ホールディングス株式会社（証券コード：6028）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び 2025 年 8 月 7 日付「公開買付開始公告」の内容を下記のとおり変更しますのでお知らせいたします。

なお、本変更は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等を変更するものではありません。

また、変更箇所には下線を付しております。

記

I. 2025 年 8 月 6 日付「テクノプロ・ホールディングス株式会社（証券コード：6028）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更内容

2. 買付け等の概要

(9) その他買付け等の条件及び方法

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(変更前)

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実^①に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。）第 10 条第 2 項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、①公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部若しくは一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、②同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべ

き措置期間が満了しない場合、又は③公開買付者が同法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。）第 27 条第 1 項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(変更後)

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。）第 27 条第 1 項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

II. 公開買付届出書の訂正届出書に記載した内容のうち 2025 年 8 月 7 日付「公開買付開始公告」に記載した内容の訂正

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。）第 10 条第 2 項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、①公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部若しくは一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、②同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、又は③公開買付者が同法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所

の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。）第 27 条第 1 項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

（訂正後）

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。）第 27 条第 1 項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

以 上

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、株式売却の申込みを勧誘する目的で作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法第 13 条 (e) 又は第 14 条 (d) は本公開買付けには適用されず、また、これらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず（又は適用されない可能性があり）、本公開買付けはこれらの手続及び基準に完全に沿ったものではありません。本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいて作成された情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリースには、米国 1933 年証券法第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者（affiliate）は、将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリース中の将来に関する記述は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連会社を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト（又はその他の開示方法）においても開示が行われます。

会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。